

目黒区子ども総合計画改定に向けた取組について

1 改定の背景

区は平成22年3月に「目黒区子ども総合計画」を策定し、5年ごとに計画改定を行っている。直近の令和2年3月の改定では、子どもを守る地域のネットワークの拡充として、「子育て世代包括支援センター、子ども家庭支援センター及び児童相談所等関係機関との連携強化」などを新規事業として盛り込んだ。また、令和2年4月に解消した保育所待機児童ゼロを維持する認可保育所の整備計画や放課後子ども総合プランの推進を盛り込んだ。

現行の目黒区子ども総合計画の計画期間は令和6年度で終了するため、区の基本計画に基づき、国や都の動向も踏まえて改定を行う。令和5年度は改定作業にあたり、子育て子育てに関して子どもの置かれた状況や、子育て支援サービス等の利用状況・利用希望に対する調査を実施する。調査結果を反映するとともに、区長の諮問機関である子ども施策推進会議において子育て子育ての課題を議論しながら、令和6年度に子ども総合計画改定を実施する。

2 目黒区子ども総合計画(令和2年度～令和6年度)策定後の主な動き

(1) こども基本法(令和5年4月施行)の成立

こども基本法の成立を受けて、令和5年3月には、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども・子育て政策の強化について(試案)」を公表、6月に財源等を含んだ「骨太の方針」が策定され、秋にはこども基本法に基づく「こども大綱」がまとめられる。

(2) こども家庭庁の発足(令和5年4月)

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とする。」とされた。

(3) 東京都こども基本条例(令和3年4月施行)の成立

こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指して、東京都こども基本条例が施行された。また、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、都の政策全般を子ども目線で捉え直し、子ども政策を総合的に推進するため、令和5年1月に「こども未来アクション」が策定されている。

(4) 目黒区基本構想(令和3年3月)・目黒区基本計画(令和4年4月)の策定

目黒区基本構想では、「基本目標1 学び合い成長し合えるまち」として、あらゆる場面で子どもの権利を尊重するとしている。また、目黒区基本計画では、基本目標1を具体化するものとして「政策1 子育て子育てへの支援」を掲げ、6つの施策を展開する。

(5) 総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備（令和4年12月1日経営会議決定）

子どもの最善の利益を第一に考え、組織横断的に子育て子育てを支えていく仕組みづくりが極めて重要であることから、「こども総合相談センター（仮称）」を整備する。妊娠期から青年期までの包括的な相談支援体制として、子ども子育てに関する様々な相談に対応し、子どもたちが元気に過ごし、安心して子育てが出来るまちの実現を目指す。

3 計画改定の進め方

(1) 目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査

子ども総合計画改定に係る基礎調査について、未就学児を育てる保護者をはじめとする子育て中の保護者等への標本調査を行う。また、小中学生及び高校生世代の区民への調査については、こども基本法や目黒区子ども条例の趣旨に則り、子どもの意見表明権を尊重する観点から、ICTを活用するなどして行う。

なお、ヤングケアラーやケアリーバー※といった子育て子育てに関する新たな課題については、別途、詳細を把握する。

(2) 目黒区子ども施策推進会議

「目黒区子ども総合計画の改定に向けての基本的な考え方」について、目黒区子ども施策推進会議に諮問する。区の基本構想や基本計画に基づき、この間の国や都の動きや子育て子育てに関する新たな課題を見ながら、区民、特に子ども自身の様々な意見を踏まえながら答申をまとめていく。

(3) 庁内検討

計画改定にあたっては、庁内関係所管との調整を図り、具体的な施策に落とし込むため、子どもや青少年施策等を担当する所管による部会を設けて検討していく。

4 今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和5年6月 | ：目黒区子ども施策推進会議に「目黒区子ども総合計画の改定に向けての基本的な考え方」について諮問 |
| 令和5年10月 | ：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査実施 |
| 令和6年2月 | ：目黒区子ども総合計画改定に係る基礎調査まとめ |
| 令和6年度中 | ：目黒区子ども総合計画改定 |

以 上

※ケアリーバー：「ケアを離れた人」という意味で、児童養護施設や里親からの保護を離れた人のこと